

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

8. 会議の経過

令和8年3月9日（月）午前10時00分開議

○副委員長（海津いな君） ただいまから総務企画常任委員会を開会いたします。

初めに、江川克哉委員長から本日の委員会を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。

委員長に代わり議事進行を務めさせていただきます。

今日は、今定例会において付託されました議案3件について審査いたします。

これより議案について審査いたします。

議案第1号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長補佐（松島陽子君） 議案第1号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書の1ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

円滑な人材の確保のため、特殊な専門知識を必要とし、かつ採用による欠員の補充が困難であると認められる職に新たに採用された職員に対し支給する初任給調整手当を新設し、及び給与の適正化を図るため、給料を減額する特例措置に関し、職務の級が7級の職員について減額割合を改定するため提案するものです。

改正内容については、議案資料に基づき説明いたします。

議案資料の1ページを御覧ください。

今回の改定は2点となります。

まずは初任給調整手当の新設について説明いたします。

近年、全国的な傾向として、地方公務員の採用試験受験者数は減少傾向にあり、我孫子市でも同様の状況となっています。特に、土木や建築などの技術職の職員の応募者や採用者が少なく、確保が難しい状況が続いています。そのため、技術職の職員に対して初任給調整手当を支給することにより、応募者や採用者を増やすことを目的に新設するものです。

支給期間及び支給月数については、資料記載のとおり、初年度2万円からスタートして、5年間減額しつつ支給いたします。支給期間を5年間としたのは、中途退職者のうち採用後5年以内に退職する職員の割合が高いことから、離職防止効果を期待しています。また、初年度2万円としているのは、技術職の民間企業の平均初任給である28万円を目指して設定したのになります。令和8年4月1日採用職員を含めた令和8年度の対象予定人数は21人で、影響額は276万円です。

続きまして、給料を減額する特例措置の改正について説明いたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

現在、市では、財政状況を考慮し給料の独自削減を実施しています。その減額割合を7級については現行の1%から0.5%にしようとするものです。8級の減額割合は現状維持で1%のままとします。対象となる職員数は84名です。

(3)の表は独自削減の経緯です。

平成22年度から開始し、今年で16年目となります。

(4)は、平成21年度からのラスパイレス指数と、政令指定都市の千葉市を除いた県内の順位です。

令和7年度のラスパイレス指数は100.6で、53団体中15位となっています。これらの改正に伴う一般会計への影響額は360万8,000円です。

議案書の4ページをお開きください。

4ページ下から5ページにかけては、企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正になります。

企業職員の給与については、一般職の職員の給与とは別に条例が定められているため、こちらの条例にも初任給調整手当について新設しています。

これらの改正に伴う施行期日は令和8年4月1日です。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○副委員長（海津いな君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（早川真君） その現状の技師の方々がどのぐらい、今、我孫子市役所のほうにはいらっしゃるのか、まずその辺についてお聞かせください。

○人事課長（海津里史君） 全庁におきまして、まず技術職が配置されている人数につきましては、今年度現時点で68名となっております。

内訳につきましては、多い順番に申し上げていきますと、まず建設部が27名、次に都市部が23名、続いて財政部資産管理課が8名、水道局工務課が7名、企画総務部行政管理課が2名となっております。

○委員（早川真君） ありがとうございます。

それで、今回支給対象人数ということで、21人のところで出しているんですけども、これまでも各課から技師の方が足りないよという要望がいろいろ出ていると思うんですけど、今回21人ということですけど、現状、充足するにはどのぐらいの人数が本来は必要なのか教えてくださいいただけますか。

○人事課長（海津里史君） 現状の人数に追加いたしまして、必要な人数といたしましては12名程度というふうに把握をしております。こちらは、来年度4月1日人事異動における各課からの

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

要望のヒアリング、こちらを集計した人数というふうになっております。

○委員（早川真君） ありがとうございます。

これによって、その辺が少しでも充足していくと、それを大変期待しているんですけども。

それで、これ見ると規則で定めるところの9条の2第3項関係ですが、先ほどもありましたが、在職期間に合わせて支給月額が変わってくるということですが、これ5年で一応終了するという形なんでしょうか。

○人事課長（海津里史君） はい、おっしゃるとおり5年間で終了という形になります。

○委員（早川真君） 分かりました。

もちろん最初の初任の採用を見越してのこういう措置だとは思いますが、5年という、まだまだお若いんで、優秀な方が民間から引っ張られてしまうようなこともあると思うので、ここについては今回は今回でこういうふうに出していただいているんですけども、財政のほうで許されるのであれば、やはりこれもう少し継続する、あるいは金額も動かさず持っていったほうが確実に確保できると思うんですけど、その辺についてのお考えというのはありますか。

○人事課長（海津里史君） 今回、1年目の職員に関しましては、月額2万円を加算するという形になります。こちらは冒頭御説明でも申し上げたとおり、民間企業の初任給との差を埋めるためには、この2万円程度が必要だろうというふうに考えたことによるものです。まずはその初任給の均衡を民間企業と図ることを今回目的といたしております。

加えまして、その後の離職を防ぐことも必要かとは思いますが、まずは、このような制度を初めて取り入れることによって、採用にどのようなよい影響となるかどうかを見極めながら、今後のことは考えていきたいと思っております。

○委員（早川真君） ありがとうございます。

初めてということで、私もそれ大変期待したいと思っているんですけども、ちなみに近隣市で、今回の我孫子市が行うような同様のインセンティブなどを設けて採用に実施しているところというのはあるんでしょうか。

○人事課長（海津里史君） 近隣市におきましては、技術職にこのような上乗せをするという制度を取り入れているところはないと認識しております。

○委員（早川真君） ありがとうございます。

そういう意味では、本当に今回ある意味英断をしていただいたなという形で、採用に対して本当に期待しています。私も、こういったことはぜひ進めていただきたいなと思います。

今回は技師ということですが、市役所の職員の皆さんにはいろいろな専門職もあるかと思うので、こういうことを言うと、もう財政的にどンドンどンドンということもあるかもしれないけれども、まずは今回こういった形ですが、これがぜひ功を奏して技師が確保できるような状

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

況になってきましたら、ほかの職種でもいろいろと不足しているところもあると思いますので、そちらについてもぜひ検討いただいて、我孫子市の職員が十分充足して、なおかつ優秀な職員が外に出てしまわないように、ぜひ今後もよろしく願いいたします。

ありがとうございます。

○委員（船橋優君） 関連してなんですけど、今現在、役所にいる人で技術職の国家資格というかな、内訳は例えば建築だと一級建築士とか施工管理技士とか、ちょっと内訳が分かったら教えてもらえますか。

○人事課長（海津里史君） 詳細な人数まで把握はしておりませんが、主な国家資格といたしましては土木施工管理技士、そして建築施工管理技士、そして電気も同様なものを取得している職員がおりまして、把握している中におきましては技術職の中で有資格者は47%程度が資格を有しているというふうに捉えております。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

今回募集するのは、今の国家資格で、例えば今言った建築士をあれなのか、その辺の何か予定がありましたら教えてもらえますか。

○人事課長（海津里史君） 来年度になってからの、再来年度4月1日採用を目指して今後募集していきますけれども、予定している技術職といたしましては、昨年度同様に土木、そして建築、電気、機械の4種類というふうになっております。

そして求める受験資格に関しましては、先ほど申したように土木施工管理技士、造園施工管理技士、あとは管工事施工管理技士ですとか建築施工管理技士、建築士、電気、機械も、それに類するものというふうに考えております。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

今、全国的にどこの自治体も問題になっているみたいなので、ぜひ我孫子のほうも早く若い人がたくさん入ってもらうことを期待して、なるべく頑張ってもらいたいと思います。

以上です。

○委員（甲斐俊光君） 私は、職員給料の減額措置の撤廃ですね。あと、7級のこちら0.5%に減給割を引き下げるということですけど、こちらの資料の2ページを見ますと、ラスパイレス指数の県内順位がありますけど、平成21年、このときは県内1位だったんですけども、どんどん県内順位が下がって行って、令和4年44位、そこが一番県内順位としては低かった時期ですけど、ここからあれですよ、減額割合を徐々に引下げていますよね。3級、4級の減額措置を撤廃したりしていくと、ラスパイレス指数が徐々に徐々に上がっていているわけですね。44位から31位、25位で、令和7年15位ということで。今回、また減額措置の撤廃などすると、またラスパイレス指数が少し上がってくるんじゃないかなと思っているんですけども、その辺人事

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

課としてはどのように考えているのでしょうか。

○人事課長補佐（松島陽子君） 比較対象である国と職員構成が異なること、また新規採用職員の経験年数など不確定要素があるため断定はできないんですが、確かに今回の改正を行うと100.6からさらに上がる可能性はあると考えております。

ただし、職員のモチベーションなどへの影響もとても大きいため、ラスパイレス指数が100を超えているからといって、すぐに何らかの対応を行うということは考えておりません。

ただし、引き続き今年度のラスパイレス指数を始めて、県内順位、近隣市の状況等を注視していきたいながら、今後の対応は検討していきたいと考えております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

厳しい地方財政の状況もありますけれども、ちょっと潮目も変わってきたのかなという気もするんですよね。財政状況厳しいので、職員の給与下げると、ラスパイレス指数が高いのはどうなんだということがあったんですけど、おっしゃったように職員のモチベーションの問題がありまして、やはり給料を高くもらっても、しっかりとした仕事ができ、そのまちのためになれば私はいいのかなと思うんです。

それが適当な順位ってやっぱりあると思うんですよ。この順位下がることばかり、下がるというか、上がることばかり考えても仕方がないかなと。順位とかラスパイ指数だけではなくて、どれだけのモチベーションがあって、やる気が出て、いい職員が取られたかという基準を見せるべきかと思います。数字だけにこだわるべきじゃないなというのを私は言いたいことで。当然これ、ちょっと県内順位が上がることで、批判もあるかもしれないんですけども、そこに耐えられるだけの理論構築などもしていただきたい、モチベーションの面で高まったよということもしていただきたいと思うんですけど、その点についてはいかがでしょうか。

○人事課長補佐（松島陽子君） ありがとうございます。

あと残り7級以上の職員の削減廃止についても、引き続き検討課題だというふうには感じております。100を超えてはいるんですけども、こちら先ほど申し上げましたとおり、100を超えたからといって、すぐに削減をまた始めるということではなくて、職員のモチベーションの低下、あとは人材流出なども懸念されます。また長期にわたる独自削減が続いていることにより、職員の生涯賃金に対する影響も考慮する必要があると考えております。

そのため、引き続き社会情勢や近隣市の状況、市の財政状況等を総合的に勘案しながら、判断していきたいというふうに考えております。

○副委員長（海津いな君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津いな君） 暫時休憩をいたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

午前10時20分休憩

午前10時21分開議

○副委員長（海津いな君） 再開いたします。

ここで深井優也議員から、我孫子市議会会議規則第117条第2項の規定によりまして、議案第1号について委員外議員の発言の申出がありました。

ここでお諮りいたします。これを許可することに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津いな君） 御異議ないものと認めます。

よって、申出のとおりこれを許可することに決定いたしました。

深井優也議員に申し上げます。申合せにより、発言時間は答弁を除き5分以内となっております。なお発言は一問一答で簡潔にお願いいたします。

これより委員外議員の発言を許可いたします。

○委員外議員（深井優也君） 御説明ありがとうございます。

今回の件で初任給調整手当の導入のところについて、お聞きしたいと思います。

まず、今回のこういった新たな調整手当の導入ということは、先ほど早川委員もおっしゃっていたとおり、新たな取組として非常に評価できる部分なのかなと思っています。

ただ私のほう、民間企業等に今回の件ヒアリングをしてみたんですけども、返ってきた声というのが、月2万円というのは転職の動機にはなかなかならないのかなという結構厳しい意見が多かったですね。逆にこの5年で終わってしまうというところが、その切れたタイミングで辞めることを助長してしまうんじゃないかという懸念が聞かれたので、ちょっとその点についてお聞きできればと思います。

先ほどの説明の中で、新卒の方に28万円を目指すために2万円増額というのは、非常に有利なのかなと思うんですけども、たしかこれは中途の方にも採用されるということを知っていますが、その中途の採用のところ、やっぱり5年で切れてしまうというところは、せっかくコストをかけても出てしまうというところももったいないかなというふうに思っていますので、辞めさせない努力というのは何か市のほうでしているのか、お聞きしたいです。

○人事課長（海津里史君） 離職を防ぐということが課題の一つというふうに捉えております。

いかにこの我孫子市で働くことにやりがいを見いだしてもらえるかということが重要だと思っております。市においては、様々なインフラの業種を行っていくということがありますので、いろいろな経験を積むことによって自身のスキルアップが図られていくということがあると思いますので、様々な経験ができるようにジョブローテーションを円滑に進めることによって、市での働きがい、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

そして自身のスキルアップを実感していくことによって離職を防ぐということがまず一つ考えられると思っております。

○委員外議員（深井優也君） ありがとうございます。

今のところだとちょっと弱いのかなというふうには感じるんですけども、やっぱり先ほどの説明であったと思うんですけども、足りないのが21名ですかね。ここを増やしていくというところに対する目標、KPIだったり、そういったものというのは数値目標は定めているのでしょうか。

○人事課長（海津里史君） 数値目標といたしましてであるとすれば、定員管理計画になります。

その範囲の中で技術職がどれくらい必要になるかということは、毎年度、担当課にヒアリングを行い、内容を精査し、そして人数を決定していくというふうにしております。

そして来年度、必要になる人数につきましては、各課要望の集計では21名ではなく12名ということになっております。

○委員外議員（深井優也君） 承知しました。ありがとうございます。

それでは、先ほど中途採用というところも対象になると思うので、この部分が僕は大事だと思っているんですけども、例えば人数を増やすために復職制度というんですか、ほかのところではカムバック制度みたいなものもやっていたりするんですけども、こういったことの導入とかというのは検討はないのでしょうか。

○人事課長（海津里史君） 明確に、我孫子市に以前、勤務していた方を復職を認めるというような制度は、今のところはございませんが、現時点での試験制度におきましては、我孫子市役所の経験も含めて、他の自治体の経験のある方を一定程度試験の負担を軽減するといった優遇措置を設け、採用試験を行っているというものがございます。

○委員外議員（深井優也君） ありがとうございます。

いろんな多角的に検討していったほうがいいのかというふうに思います。

ちょっとまた戻るんですけども、こちらの制度に関して276万円がかかるということ。これが費用対効果としてどうなのかというところに少し疑問があるんですけども、これをやっぱり新たな取組ということをしていることは評価しているので、むしろこれを市のPR材料にしていくべきなんじゃないかなというふうに思うんですね。

そのPRのことについては、広告料みたいな感じで使うのであれば分かるんですけども、今これは、こういう制度を新たに導入したということをしてPRする手段というのはどういうことを検討しているんですか。今までの流れと同じだと、あまり意味がないと思うので、お願いします。

○人事課長（海津里史君） 募集要領におきまして記載するのはもちろんですが、市のSNS、そしてホームページ等で周知していく、PRしていくということは当然やっていくことというふうに考えております。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

さらに、記者会見におきまして発表させていただいたところ、取り上げていただいたマスコミもごございますので、そういった形で広く、多くの人の目にとまるような形でPRしていくということを考えていきたいと思えます。

それに加えまして、大学に出張で説明会を行っておりますけれども、そういった中でも初任給に関する手当を上乗せするというのもPRさせていただきますし、加えまして市独自でもオンラインで職業説明会というものも継続して行っておりますので、その中でもPRしていくということが考えられます。

さらに、公務員試験の情報サイトというものが無償で運営されているものが複数ございますので、そのような中でも、市独自の取組として新たに取組んでいくということをPRしていくということが考えられるかと思えます。

○委員外議員（深井優也君） ありがとうございます。

やっぱりこれというのは制度をつくるだけじゃ意味がないと思っていて、PRと両輪でやることが重要だと思いますので、そこは引き続きやってほしいんですね。

ちょっと私のほうからの提案みたいな形にはなるんですけども、今って、その周知方法の中に回覧版とか自治会に対してというのはやっているんでしょうか。

○人事課長（海津里史君） 現時点におきましては、職員採用の情報について自治会に回覧版を回すという事は行っておりません。

○委員外議員（深井優也君） ありがとうございます。

提案になるんですけども、これ、回覧をするべきなんじゃないかなというふうに思えます。というのも、今、こういった就職のところで、民間ではオヤカクだったりとか、オヤオリだったりとか、保護者に対してペアレントリーチというのが結構重要になってきていると思うんですね。なので、こういった制度を回覧版でちょっと年齢層が高めの方というんですか、そういったところにアプローチすることで、それから親族のほうから、あなたどうなのみたいな形のアプローチが新たにできるんじゃないかなと思っているんですけど、この辺検討どうでしょうか。

○人事課長（海津里史君） おっしゃるとおり、保護者のほうから働きかけを行っていただくということも有効な手段かと思えますので、それにつきましてはどのような方法が取れるのかを検討してまいりたいと思えます。

○委員外議員（深井優也君） ありがとうございます。

有効な手段ではあるが、今後検討していくというところだと思いますので、引き続きそのあたりは検討していただきたいなと思えます。

この建築業界というのは、今すごく動いているのかなというところを思いまして、公式LINEのほうでも6月9日の金曜日に、けんせつ姫さんのフリーペーパーを我孫子市に頂いたということ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

で、市長も受け取っているような画像も出てきて、すごく見栄えもいいのかないかなというふうに思うんですけども、できればそういったタイミングで、我孫子市でも技術職募集していますよみたいなアピールをしてもよかったんじゃないかなというふうに思うんですね。この辺いかがでしょうか。

○人事課長（海津里史君） そちらに関しましては、我々としても情報としてはあまり着目していなかった部分がありますので、おっしゃるとおり、アンテナはもう少し広げて情報の収集に努めていく必要があるというふうに思います。

○委員外議員（深井優也君） ありがとうございます。

今おっしゃったとおりアンテナを高くしていただきまして、本当にいろんな層にどこでどうつながるかって分からないところなので、引き続き検討を進めていただければと思います。

よろしく願いいたします。

○副委員長（海津にいな君） 時間となりました。

暫時休憩をいたします。

午前10時34分休憩

午前10時34分開議

○副委員長（海津にいな君） 再開いたします。

議案第1号に対する質疑を打ち切ります。

議案第2号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○人事課長（海津里史君） 議案第2号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書7ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

一般職の職員の給料月額並びに期末手当及び勤勉手当の支給割合の改定を考慮し、常勤の特別職の職員の給料月額及び期末手当の支給割合を改定するため提案するものです。

改正内容は議案資料に沿って御説明いたします。

議案資料の3ページを御覧ください。

1、改正内容、（1）給料月額の改定を御覧ください。

人事院勧告を考慮し、一般職の職員の給料表を令和7年度から平均3.3%上げました。これを踏まえ、令和8年4月1日から常勤の特別職の職員の給料月額を約3.3%引き上げようとするものです。なお、常勤の特別職の給料月額については、平成22年4月1日から、財政状況を考慮し約2%減額しています。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

今回の条例案では、表の左側に記載している本来の支給額について約3.3%引き上げて、市長93万円、副市長79万4,000円、教育長72万5,000円、水道事業管理者70万5,000円とし、実際の支給額は約2%減額した右側太枠内の改定後の金額といたします。

(2) 期末手当の引上げを御覧ください。

人事院勧告を考慮し、一般職の職員の期末手当及び勤勉手当の支給月数を令和7年度から0.05月分引き上げました。これを踏まえ、令和8年4月1日から常勤の特別職の職員の期末手当の支給月数を4.55月から0.05月分引き上げ、4.6月にしようとするものです。6月期、12月期ともに0.025月分引き上げ、それぞれ2.3月といたします。

2の表は、近隣市の常勤の特別職の給料に係る給料月額及び期末手当の年間支給月数です。期末手当については、我孫子市及び松戸市を除く4市が12月議会で引き上げています。なお、給料月額の改定及び期末手当の引き上げについては、昨年10月30日に開催された特別職報酬等審議会においても妥当との答申を受けております。改正に伴う影響額は、常勤特別職4名で年額211万4,000円です。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○副委員長（海津にいな君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津にいな君） ないものと認めます。

議案第2号に対する質疑を打ち切ります。

議案第15号、我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、当局の説明を求めます。

○予防課長（田村秀信君） それでは、議案第15号、我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について御説明いたします。

議案書84ページを御覧ください。

初めに提案理由です。

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、簡易サウナ設備に係る基準を新たに定めるとともに、本市が住宅における火災の予防を推進するため実施に努める施策に感震ブレーカーの普及の促進を加えるため提案するものです。

議案資料72ページを御覧ください。

主な改正内容を御説明させていただきます。

改正の経緯といたしまして、近年のサウナブームを背景に、浴場等の建物内に設置されたサウナ

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

とは異なり、屋外等のテントやバレルに放熱設備を設置する事例が全国で増加しています。現行のサウナ設備の基準は、浴場等の建物内に設置することを想定したものとなっているため、こうした屋外等のテント等に設置される消費熱量が小さいサウナ設備に適用される基準を定める必要が生じています。

こうした状況を踏まえ、総務省消防庁において、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正を行い、対象火気設備等の種類に簡易サウナ設備を追加するとともに、その位置、構造及び管理に関する基準を整備しましたので、本市においても必要な規定の整備をするものです。

また、令和6年に起きた能登半島地震を受けて、大規模地震時の電気火災対策として感震ブレーカーの普及促進が必要であるとされたことを踏まえ、住宅における火災予防を推進するため、その普及促進を図る対象機器に感震ブレーカーを加えるものです。

改正の内容につきまして、簡易サウナ設備の追加について。

第7条の2に、新たに簡易サウナ設備を追加し、現行の第7条の2のサウナ設備を一般サウナ設備に変更し、第7条の3とするものです。

簡易サウナ設備の定義について。

屋外その他の直接外気に接する場所に設けるテント型サウナ室またはバレル型サウナ室に設ける放熱設備であって、定格出力6キロワット以下のものであり、かつ薪または電気を熱源とするものを簡易サウナ設備として定義するものです。

議案資料73ページを御覧ください。

離隔距離について。

簡易サウナ設備を設置する際は、建築物等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離として、消防庁告示により得られる距離以上を保つこととします。

議案資料74ページを御覧ください。

安全を確保する装置等について。

簡易サウナ設備の温度が異常に上昇した場合に熱源を遮断することができるよう、手動及び自動の装置を設けねばならないこととします。ただし、薪を熱源とするものにあつては、その周囲に消火器を設置することにより代えることができることとします。

届出について。

設置の際に届出を必要とする火を使用する設備等に簡易サウナ設備を加えます。ただし、個人が設けるものを除きます。

最後に、火災予防の推進に関する改正についてです。

住宅における火災の予防を一層推進するため、その普及促進を図る対象機器に感震ブレーカーを

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

加えるものです。

この条例は令和8年3月31日から施行いたします。

以上で説明を終わります。十分な御審議の上、御可決いただきますようお願いいたします。

○副委員長（海津いな君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑を許します。

○委員（島田安子君） 御説明ありがとうございました。

2点、質問させていただきたいと思います。

まず、簡易サウナの設備についての基準が変更になるということで加えられるということですが、個人が設けるものは除くということですから、個人ではないところの設置に関しては届出が今までも必要だったのかなとも思うんですが、この変更になったことでの何か仕組みというか、どの辺が変わるかというか。例えば、最初はこの申請を必要としているので出すと思うんですが、その後、例えば適正に設置されているかとか、設置後の確認とかが必要になってくるのでしょうか。伺います。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 今までもサウナ設備としまして届出は必要であったんですが、今回は、屋外に設ける議案資料の73ページにありますようなテント型サウナ、バレル型サウナについて新たに追加しまして、簡易サウナ設備として追加するものなんですが、今までこのテント型サウナやバレル型サウナにありましても、設置する場合は届出が必要でした。届出があった場合は、その届出用紙を確認しまして、消防のほうで現地を確認し、適切に設置されているか確認はしておりました。

○委員（島田安子君） ありがとうございました。

この73ページの下の方の資料を見ますと、改正後は少し易しくなるというか、最初はこの図の両方を満たさなくてはいけなかったのが、少し簡易になるということでしょうか。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 委員おっしゃるとおり、今回屋外に置くものはちょっと小さいものになりますので、今までの基準に充ててしまいますと、小さいテントとかバレルサウナが設置することができなくなってしまうんですね。可燃物からの離隔距離を大分取らなきゃいけない。73ページにお示ししてあるとおり、表面温度が100度を超えない距離、またはそこにも書いてありますが、可燃物が引火しない距離ということで、両方とも満たさなきゃいけないということで、引火しない距離、ここに書いてあります200度から300度ぐらいまでを取らなきゃいけなかったんですが、今回の簡易サウナ設備につきましては、どちらか短い距離でいいということで、表面温度が100度にならないような距離に取れば大丈夫ですので、その分小さいサウナが設置できるように緩和されたものとなります。

○委員（島田安子君） 省令の一部の改正に伴う御説明、条例の制定ということなんですけれども、

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

我孫子市においては、今の時点でこういう届出というか、もうやっているとか、これから届出があるだろうとかというようなところは、いかがなんでしょうか。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 今回新たに簡易サウナとなるものについては、今まで一件も届出はございません。ちょっとまだ相談のほうも来ていませんので、今後の状況は確認しまして、届出がありましたら適正に指導していきたいと思っております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

もう一つ、この条例の中に住宅における火災の予防で感震ブレーカーを加えるというところがございました。いろんな自治体でも、この感震ブレーカー、能登半島の地震のとき以降、助成とかもやっている自治体もありますけれども、今後この普及促進を図るということにおきましては、我孫子市としてはどのように行っていくとお考えでしょうか。よろしくお答えいただければと思います。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 今までもイベント等で感震ブレーカーについて普及啓発しております、まだちょっと認知度が低いのが現状です。認知度を上げることが大事で、それが設置の促進につながるように、今後も継続しましてホームページでの広報やイベント、自主防災訓練や自衛消防訓練時にリーフレットの配布をしまして、またデモ機も今作成しております、そこで展示などをして、こういうものがあるんですよということで広報しております。

引き続き感震ブレーカーの設置については、普及の啓発をしていきたいと思っております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

すみません、何か質問がごっちゃになりましたけれども。こういう地震においては、起こらないのが一番いいんですけども、この感震ブレーカー、今後とても必要になってくるのかなと思うんですけども、そういったことにおける我孫子市としての助成であったりとか、そういったことに関してのお考えはいかがでしょうか。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 我孫子市の助成としましては、関係各課にちょっと協力していただきまして、自主防災組織に対する助成制度で自主防災組織資機材交付及び購入事業というものがあるんですが、その対象となっております。

また、令和8年4月より、我孫子市住宅リフォーム補助金制度で、住宅リフォームに併せまして感震ブレーカーの工事をした場合に一部補助がされる予定となっております。

○委員（島田安子君） ありがとうございます。

以上で終わります。

○委員（船橋優君） 今の島田委員の関連なんですけど、この感震ブレーカーは、通常の住宅の今のブレーカーは30アンペアとか50アンペアをつけているところがあると思うんですけど、感震ブレーカーだとおおよそどれくらい値段するんですかね、今。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 感震ブレーカーにもいろんなタイプがございまして、分電盤に内

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

蔵するタイプや、後づけするタイプ、またはコンセントに取り付けるタイプや、分電盤に重りとかばねとかで強制的にブレーカーを切るタイプの、大きな区分けで4つほどあります。

分電盤に工事するタイプはちょっとお高くなってしまいうんで、5から10万円ぐらいはしてしまうのかなというところなんですが、コンセントタイプであれば1万円程度。重りとかばね式のやつであれば、1,000円から5,000円ぐらいのもので取り付けることが可能となっております。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

じゃ、アンペアには関係ないでいいわけですね、一応はそういう感じで。ということは、今言ったように、格安で手に入るわけだから、そういうことを結構コマーシャル出してもらいまして、今、地震が多いから、進めるとやはり住んでいる人というのは、それくらいだったらつけたいという人が多いと思うんで、ぜひその辺のコマーシャルをお願いします。

以上です。回答よろしいです。

○委員（茅野理君） ありがとうございます。

私も感震ブレーカーのところなんですけど、先ほどの御答弁だと自主防災組織等を通せば補助出るような話ですかね。この辺の周知。やはり自主防災組織イコール自治会ですから、自治会への周知というのは、今後どのように展開していくのかお知らせください。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 今後の周知にしましては、今年度関係各課と調整いたしまして、助成できるようになりましたので、まだまだ市民の方に周知は徹底されておられません。ですので、ホームページとか、今後もイベント等、あとまた先ほど言いましたように自主防災訓練とか自衛消防訓練のときに積極的にアピールはしていきたいと思っております。

○委員（茅野理君） ありがとうございます。

周知については今後ということで、いわゆる規則というか条文としてこれをまずは載せているという今の段階だということで理解をしたいと思います。これやはりいろんな災害を広げずに止めるものとして大事なものですので、ぜひ周知をお願いしたいと思います。

柏市なんかは、いわゆる国費なんかで出ている部分があるというふうに聞いているんですけど、3,000円上限でやっていると思うんですけど、我孫子市の場合はその辺はいかがなんでしょうか。あくまでも市の単独のお金になるのか、国からのいろんな地域、今広がると思うんですけど、その辺いかがなんでしょうか。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 確かに柏市さんは、簡易型の感震ブレーカーにつきまして助成をしているところですが、当市におきましては、なかなか消防単独で予算を取りまして個別に助成するものはなかなか難しいと思っておりますので、先ほどおっしゃった補助制度で対応していきたいと思っております。

○委員（茅野理君） ごめんなさい、ちょっと質問の仕方が悪かったかもしれないんですけど、市

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

の単費なのか、今、総務省のほうで補助金を広げているじゃないですか。それが我孫子市も対象になるのかどうかって、その辺の見込みがあるのかどうかというところをお答えください。

○予防課長補佐（中谷潤一君） すみませんでした。

住宅密集地があるようなところで国のほうの助成が出ているということですので、ちょっとまだ我孫子市のほうは、そういうところが指定はされておられませんので、市のほうの財源でいかせていただければと思っております。

○委員（茅野理君） ごめんなさい、見込みもないということですかね。その指定されるような見込みもしばらくはないということなんですかね。いかがでしょう。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 委員おっしゃるとおり、今のところはそういう指定の見込みはないと思っております。

○委員（早川真君） 今の29条関連、感震ブレイカーについては皆さんの質疑の中でよく分かりましたので、こちらについては質問はいたしません。今、茅野委員もおっしゃられましたように、いろんな補助の関係、国の関係なんかも利用しながら、現状も自主防災組織にされたり、住宅リフォームの際にされたりということですけど、こちらのほうも様々研究していただいて、その上でもう少しPRのほうをどンドンしていただけたらいいかなと思います。まだまだ義務規定なので設置状況の数字は出ないと思いますけれども、知らない方もたくさんいらっしゃると思いますし、設置していない方も多いと思うので、ぜひそこは研究して進めていただきたいと思います。

私のほうからは戻りまして7条の2の簡易型のサウナの関係なんですけれども、こちら現状ですね、市内で簡易型のサウナってどんな利用状況なのか、イベントとかで使われているのか、個人も含めてなんですけれども。私あまりサウナって利用しないもので、あまり分かんなかったんですけど、今回かなり写真入りの詳しい資料をつけていただいたんで、あ、こういうものなんだって初めて知ったんですけど。今、市内では、こういう簡易サウナっていうのはどんな利用状況なのか、まず把握している範囲でお聞かせください。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 現在市内では、簡易型のサウナにつきましては届出等もありませんので把握はしてありません。

○委員（早川真君） 分かりました。

44条の届出の関係で先ほども説明ありましたが、届出が必要な場合、規定されていますよね。これ、どんなものなんでしょうか。その後、「個人が設けるものを除く」って書いてあるので、個人というのは恐らくキャンプなんかで使われたりとか、庭なんかにもしかしたら設置している方もいるのかもしれないですけどね、大きなおうちなんかで。そっちは分かるんですけど、届出現状ないということですけど、一応規定では設置の届出を必要とするってなっていますよね。ですので、この違いというんすかね、設置の届出が必要な場合と、個人だからいいですよという場合

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

のその辺の基準を教えてください。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 個人が設置するものというものは、私生活で個人で楽しむために設置するものであります。ただ、個人で、個人法人みたいなのをやっています、それでお金を取りましてサウナを営業するような場合は届出が必要となっております。

○委員（早川真君） 個人で営業するという、ちょっとなかなかそういう想定ができなかったんですけど、一般のサウナはございますよね、当然規定されていて。私今回、せんだってちょっと悲しい事故もあったので、その辺のサウナの少し規制が厳しくなるのかなというような、最初読み込んだんですけど、そうじゃなくて、むしろ簡易サウナというもので、そこを緩くしていくというような、そういう先ほどの説明だったんですけど。

ちょっと分かんないんですけど、そうすると個人で簡易サウナを設置して営業するということが想定されるんですか。

○予防課長補佐（中谷潤一君） すみません、説明不足だったかもしれませんが、個人事業主で事業のために、例えば、我孫子市の場合はないと思うんですが、個人事業主でキャンプ場を設けるとか、そういうところでテント式のサウナやバレル型サウナを設けて営業する場合には、届出の対象となっております。

○委員（早川真君） 分かりました。何となく整理できました。

我孫子市にはないけれども、民間のキャンプ場みたいなところがあって、そういったところで簡易サウナを持って営業する場合は届出が必要だよと。我孫子市のキャンプ場などで、市民が自らのそれを持って行って設置して楽しむ分には届出は要りませんよっていう、こういう理解でよろしいですね。

○予防課長補佐（中谷潤一君） 委員おっしゃるとおり、個人で持って行ってやる場合は届出の必要はございません。

○副委員長（海津にいな君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津にいな君） ないものと認めます。

議案第15号に対する質疑を打ち切ります。

暫時休憩いたします。

午前11時03分休憩

午前11時04分開議

○副委員長（海津にいな君） 再開いたします。

議案に対する討論はありませんか。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津いな君） ないものと認めます。

これより、議案を一括して採決いたします。

議案第1号、我孫子市一般職の職員の給与に関する条例及び企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第2号、我孫子市常勤の特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について、議案第15号、我孫子市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について、以上3件について原案に賛成の委員は起立願います。

（ 賛 成 者 起 立 ）

○副委員長（海津いな君） 起立全員と認めます。

よって、各議案は可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前11時06分休憩

午前11時09分開議

○副委員長（海津いな君） 再開いたします。

これより所管事項に対する質問に入ります。

初めに、消防本部に対する質問をお願いいたします。

○委員（船橋優君） 湖北小学校の例の体育館のもらい火の件で、私も近所の人に何回か聞かれたんですけど、この出火元の原因というのは大体特定はできたんですか。何かあんまり聞かないんですけど、その辺分かったら教えてもらいたいと思います。

○予防課長（田村秀信君） 湖北小の体育館の火災につきましては、ある程度は、推定としましてですが、原因はつかめております。

○委員（船橋優君） 内容はちょっとあれですか、公表できないというか、教えてもらえないということですか。

○予防課長（田村秀信君） 火災の原因につきましては、ちょっと公表のほうは差し控えさせていただきます。

○委員（船橋優君） それはやっぱり何か特殊な理由か何かあるんでしょうか。

○予防課長（田村秀信君） 火災の原因につきましては、個人情報のほうに当たりますので、情報公開はしておりません。

○委員（船橋優君） 一般的によく新聞、ラジオではほかの県でも出火原因なんかよく言っていますが、何か特殊な、我孫子でそういうのは駄目だというのがあるんでしょうかね。

○予防課長（田村秀信君） 我孫子市消防本部情報提供要領というのがございまして、その中に火

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

災につきましての原因等は公表できないといった決まりになっております。

○委員（船橋優君） それは個人の住宅でもそういうことでしょうか。

○予防課長（田村秀信君） 基本的には個人の住宅も当たりますが、出火元の個人でしたら公表することはできません。

○委員（船橋優君） 出火元の個人ということは、今回の件は、個人の住宅か何かからでしたんでしょうかね。その辺はどうなんですか。

○予防課長（田村秀信君） 今回の火災につきましては、個人が所有する作業場からの出火となっております。

○委員（船橋優君） 分かりました。一応作業場ということで、今のプライベートなことというふうに受け止めればいいわけですね。分かりました。回答結構です。

○委員（茅野理君） 今日、2点質問させていただきたいんですけど、まず1点目が、本会議の中で、今日欠席されている江川委員長が消防ヘリコプターの件を質問されておりました。林野火災に絡めてですね。前回12月のこの常任委員会でも、私からも空中消火ということで、自衛隊と千葉市やさいたま市にある消防ヘリの要請とか、給水ポイントを現地確認したらいいんじゃないかというようにお話しさせてもらったんですけど、本会議の中でも、我孫子市の場合はヘリの給水ポイントというのが、やはり水辺のまちということで利根川と手賀沼と古利根沼と、その給水地点はあるということでの御答弁でしたけれども、私12月の常任委員会で求めたのは、手賀沼も、やはり水深1メートルもない浅いようなところがあるので、しっかり給水ポイントを千葉市なり自衛隊なりと現地で確認すべきじゃないかという話をさせてもらったんですけど、そういった答弁というか、本会議ではやり取りが含まれてなかったもので、改めてちょっと確認したいんですけど。

いわゆる給水ポイントというのは、どのように考えているのか。12月の私の発言した後、しっかり確認をしたのかどうか。ここをまず伺いたいです。

○警防課長（齋藤誠君） 12月の委員会のほうでも茅野委員からそういうような御意見がありましたので、うちのほうから千葉市の航空隊、千葉署でヘリを扱っている課に確認しまして、1点は消防車から給水ができる。あともう一つは、一定程度の水源があれば確保できるよという状況も確認しまして、今回の一般質問でも消防長のほうからお答えしましたとおり、手賀沼、利根川、古利根沼の水源がありますので、そこが給水ポイントということで想定しております。

○委員（茅野理君） 手賀沼にも浅いところでも可能なのかどうかですね。いわゆる、ヘリから消防バスケットというんですかね、消火用のバスケットを垂らして水利確保するわけですけど、手賀沼のどこの場所でも可能なんですかね。その辺を確認したほうがいいんじゃないかということでお話しさせてもらったんですけど、いかがでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 千葉市の航空隊のほうに確認しましたら、千葉署のヘリが2機ありまし

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

て、1つがポンプを備えているヘリコプターがございます。これは給水管といって水を吸い取るポンプがありますので、そのポンプについてはある程度水源が低くても給水ができるんですが、もう一つの新しいヘリコプターのほうは、茅野委員が言っていたバケットを備えてありますので、ある程度、約5メートルぐらいですけれども、水源がないとなかなか給水ができないということでございました。

○委員（茅野理君） 水深5メートルというと手賀沼は無理ですね。それはちょっと不安になるんですけど、いかがでしょう。

○警防課長（齋藤誠君） すみません、先ほど5メートルと言ったんですけど、ちょっと訂正させていただきます。

水深1.5メートルから2メートル以上が必要ということでございました。

○委員（茅野理君） 今の御答弁でも水深1.5メートルから2メートルということは、かなり水源限られますよね。利根川も場所によっては厳しいですよ。あと時期によってですね。じゃ、いつでもそこを頼りにできるかということ、そうじゃないと思うんですけど。そういうことがあるので、やはり手賀沼ある、利根川ある、古利根沼あるから我孫子市は大丈夫だではなくて、私は給水ポイントをしっかり把握しとくべきだろうと。その確認を千葉市と自衛隊も含めてやっておくべきだろうというふうに話をさせてもらったんですけど。

ここは今日責めてもしようがないので、ぜひ今後しっかり協議して、どこのポイントなら水源として利用できるのかというのをしっかり確認をしていただきたいなと思うんですけど、いかがでしょう。

○警防課長（齋藤誠君） 先ほど言ったとおり、水深をある程度確保するという、浅い部分もありますので、そこはちょっと状況をよく確認しまして、千葉市のヘリコプターの航空隊のほうに必要があれば情報提供ということでさせていただきます。

○委員（船橋優君） 私のほうはもう一つ、現在の新しい消防署の今、建築が大分進んでいますけど、現在出来高はどれくらいになっていますかね。

○総務課主幹（勝矢秀樹君） ちょっと大体のという形になってしまいますけれども、全体で言いますと7割ぐらい進んでいるのかなというところでございます。

具体的に申しますと、庁舎の部分と車庫の部分については、内装も含めましてこの3月末ぐらいまでにほぼ完了していくような形になっています。訓練施設のほうと、外構を含めた周りの部分ですね、そこら辺が来年度も引き続き工事の運びとなっております。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

訓練棟がね、やはり高いのができてきているので、周りの人からでも今回すばらしいのができてきているというようなことを聞いているんですけど。ということは進捗状況は、遅れもなくして順調

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

に進んでいるような感じなんでしょうか。

○総務課主幹（勝矢秀樹君） 委員おっしゃられるとおり、工事のほうは順調に進んでおりまして、スケジュール的にも、施工者のほうと打合せどおりの形で進んでおります。

当初の予定ですと、できれば庁舎の部分だけは先に開署できるのであればということで目標には掲げていたんですけれども、どうしても外構のほうはライフラインの接続が完了しない部分もありますので、当初3月末を庁舎開署を目指しておりましたけれども、そこは令和8年度になる見込みでございます。

○委員（船橋優君） ありがとうございます。

そうすると全体的にはいつから稼働できるような感じで考えてらっしゃるのでしょうか。

○総務課主幹（勝矢秀樹君） 目標になりますが、令和8年の11月頃、そちらを目標に開署をできればいいかなということで順次進めていきたいと考えております。

○委員（船橋優君） 分かりました。じゃ、残り少ないんでね、本当いい建物をひとつ無事故で、安全第一でよろしくお願ひしたいと思います。回答結構です。

○委員（茅野理君） 先日ちょっと新聞、マスコミ等出ていたんですけれども、救急搬送時の蘇生中止についてお伺ひしたいと思います。

DNAR、いわゆる蘇生拒否をされている方が救急車を家族なりが呼んで、救急隊としては、当然心肺蘇生等を行わなければいけないことになっているとは思うんですけれども、マスコミで出ていたのは、中止をするその基準の文書化を、4割の消防本部においては文書でしっかりマニュアルを作成されているというようなことが出ておりました。

事前に聞いたところ、本市においてはまだそういった基準というのは設けていないということなんですけど、まずちょっと現場でやっぱりそういったことが今まであったのかどうかですね。起こり得ることですし、ちょっとまずそこをお聞きしたいんですが、いかがでしょうかね。

○警防課長補佐（竹田義成君） 本市におきましては、ガイドラインとかまだ策定はできておりません。実際の話なんですけれども、救急現場におきましてDNARの書面を確認させていただいて、係医に連絡をしまして、係医から搬送はしなくて結構ですというような了承を得られた場合のみ、私たちは不搬送としております。

○委員（茅野理君） 不搬送の事例もあったということなんですけど、今後も恐らく増えることだと思います。まだ作成されていないということなんですけど、その辺はいかがなんでしょうか。他市等の事例等で参考にして作っておくべきだと思うんですけど。やはり駆けつけた救急隊が、呼ばれて行くわけですから、何とか命等を守っていかうと思って、そういった使命を持って出動されている以上、なかなか中止できないということも理解できるんですけど、そこはやはりしっかり文書化すべきだと思います。いかがでしょう。いつまでにできそうか、お願いします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○警防課長補佐（竹田義成君） ガイドラインの作成についてお答えいたします。

消防本部や医療機関で構成されます東葛飾北部地域救急業務メディカルコントロール協議会というのがあります。これは松戸市、柏市、野田市、流山市と我孫子市の5市で構成されているものなんですけれども、その中で、現在DNARのガイドラインのプロトコルの作成について検討されているところがございますので、いつ頃完成するかってのはまだ未定なんですけれども、今検討している段階となります。

○委員（茅野理君） ちょっと専門のあれがよく分かんないんですけど、広域でやられているわけですよね。やはりその辺を早く進めていただきたいのと、我孫子市独自でやるって話でもないとは思いますが、先ほどお話あったように、かかりつけ医等の確認、あと家族とかですよね。そういうところでしっかりDNARが示されるのであれば、我孫子市においても進めていいと思いますので、文書化はなるべく早くしてほしいというところと、その判断を誤ることなく救急隊の心的なダメージなんかを守る意味においても、しっかり進めてもらえればなというふうに思いますので、よろしくお願いします。以上です。

○委員（船橋優君） 私、最後に一つちょっと素朴な質問なんですけど、最近火事が多くて消防自動車がよく出動しているんですね。356号なんかでよく聞くんなんですけど、この消防自動車のこの鐘の音というのかな。火事で出動しているのか、災害なのかという、そういう区別はつくんですかね、一般の人が聞いて。その辺どうでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 区別というか、火災の場合はウウ〜、カンカンというのが入っていると火災でございます。カンカンというのが入っていないとその他の災害で、緊急走行している状況でございます。

○委員（船橋優君） カンカンですね、要はね、火事の場合は。分かりました。結構です。

○委員（茅野理君） 最後にします。

消防団の組織改編、来年度から行われるわけでありまして。現在21分団から16分団ということで、消防本部の方々、団本部役員の方々、非常に苦労された中でうまくまとめたなというふうに感想を持っています。私も途中会議に入ったりして御意見させてもらったこともありましたけれども、平団員としてですけど。うまくまとめたなと思います。

その中で、この議会でも常任委員会前委員である椎名委員からも要望がありましたけれども、消防団車両にその地域名を入れるべきじゃないかという話、私もさせてもらっていますし、椎名委員からも前常任委員会の中で話を出していただいております。

先日、役員会議の中で、やはりちょっとそれを入れていくのは難しいだろうという話だったとちょっと聞いているんですけど、その辺、まず詳細を教えていただければなと思います。

○警防課長（齋藤誠君） 前回、椎名委員、茅野委員のほうからも地域名を入れていただきたいと

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

というお話がありましたので、早速消防団の役員さんのほうに地域名のお話をさせていただきました。

統一もありますので、どのような地域名を入れていただくかというのを、うちのほうから依頼して検討していただいたところでございます。改めまして先日の2月下旬に役員会議がありましたので、そのことについて確認と、どのような文字を入れるかというのをもう一度確認、協議をさせていただきました。

意見の中には、地域名が1つのところでしたら入れられるんですけど、中には入れる文字が多くなってしまふ、地域がまたいでいるようなところというのはちょっと難しいんじゃないかという意見もありました。その協議の中で、役員さんのほうで今後組織の改正で災害は方面の管轄になりますので、方面隊名を入れた表示にしようということが決定しました。

○委員（茅野理君） 今回の改正で方面が変わるところもありますし、私なぜその地域名も入れたほうがいいんじゃないかというのは、例えば3分団が7分団になるとかというところで、なかなか今いる人間がすぐ3は7だよとかというところの頭が働かないって言ったらあれなんですけど。というのと、やはりその地域に愛着があって我々やっているわけですから、そういったところで、車にも地域名を入れたほうがいいんじゃないかというふうに提案をさせていただいたわけです。

抱えている自治会いろいろあったり、地域も当然広範囲ですから、全部入れろという話ではないと思うんですよね。3分団であれば、柴崎と青山が中心、もちろん柴崎台もあるし、南青山もあるし、青山台もあるわけですから、全部入れるとなったらそれはもう大変なことだと思うんですけれども、いわゆる分団小屋の所在地であったり、例えば我孫子北方面とかで我孫子北とかというふうに工夫すれば、4文字3文字ぐらいは入れられると思うんですよ。第1方面隊とかじゃなくて。その辺を私はずひ今いる消防団員の意識向上のためにも、入れるべきじゃないかなというふうに思うんですけど、いかがでしょうかね。再考する余地はないんでしょうか。

○警防課長（齋藤誠君） 先日の役員会議では、方面隊名を入れるということで決定したんですけども、ほぼほぼ決定だと思うんですが、役員さんのほうに、そういう意見もあったということをお伝えしたいと思います。

○副委員長（海津にいな君） ほかにございませんでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津にいな君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午前11時34分休憩

午前11時41分開議

○副委員長（海津にいな君） 再開いたします。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

次に、企画総務、選挙管理委員会事務局に対する質問をお願いいたします。

○委員（甲斐俊光君） 私は議会でも問題になっている市内外国人のことで質問したいと思います。

まず前提として市内外国人の状況を教えてください。今、増えていると思いますけれども。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） 令和8年3月1日現在なんですけれども、市内の在住外国人の方の人数につきましては4,845人、約60か国ぐらいの方が現在我孫子市に住んでいらっしゃいます。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

本当に物すごい数で増えているなど。1年ぐらい前の3,000人台であったような感じが、60か国にまで増えてすごい数だと思います。

御承知のとおり、我孫子の特徴といたしまして、西が低く東ほど割合が高くなっているという状況にあります。ここがほかの市と状況が違うところ。あとはネパール人が一番多い。普通でしたらベトナム人とかなんですけど、ネパール人が多くなっているという特徴があると思います。

それで、やはりある私の知り合いなんかは、外国の方に会ったら、「Where are you from?」って言って、どこ出身って言って気軽に話しかけるそうなんですけど、私はなかなか話しかけられなくて、まず、どこの国の人か分からない。同じような国に見えちゃうんですね。ネパール人なのか、ビルマの人なのか、スリランカの人なんかよく分からなくて話しかけなかったりするんですけども。

西側では、伺ったように市民プラザにおいてAIRAさんが国際交流協会のあびこ国際交流まつりとかああいうことやっているんですが、やはり実は東のほうが多かったり、まつりにおいても、やっぱりそういう中心になるネパール、ベトナムとかよりもうちょっとメジャーな国が多かったりするんですけども。そういう東側の地域の国際交流に参加するようなイベントだとか、そういう工夫はあるのかどうか教えてください。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） 正直な話をさせていただきますと、AIRAさんのほうの主催でいろいろなイベントをしていただいているところではあるんですが、どうしても会場が我孫子の西側地区に寄っているというのが現状でございます。

なかなか今、東に住んでいる方が多くなっている現状を踏まえると、そちらのほうでも何か今イベント等をする必要性が生じてきているのかなとは感じているところですので、今後、どのような取組ができるかというのは考えていきたいと思っております。

我々発信のところではないんですが、おととい3月7日に布佐地区社協まつりということで、近隣センターふさの風さんのほうでまつりが開催されておまして、その中でテーマ「地域と共に」ということで、この多文化共生の時代が来ているというところの中で、ネパールの方のステージですとか、アフリカの太鼓と舞踊といったような催しが行われているということは把握しておるとこ

【会議録（暫定版）】校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

るでございます。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

なかなか行政だけでは間に合わない部分もあると思いますので、民間の力を借りながらも、ちょっとそういうお互い文化を知らないっていうのもあると思うんですよね。我々もちょっと怖かったりですとか、そういうところあって、そういう所をもうちょっと民間に対して支援も行ったりですとか、積極的に市としてそういうイベントがあればちょっと広げる、例えば、来年からですか、広報紙はネパール語だとかも出るわけですね。そういうところにこういうイベントがあるよというのを広げてあげるですとか、お互い知っているのが大事なのかなと思います。

この外国の割合、しばらくは増えていくのかなと思うんです。ただ、今4,800人という大体5%近くになってしまうので、多分下のほうはもう5%を超えていると思うんですね。これ10%を超えると、かなりいろんな問題があると。世界的にもいろいろな、ヨーロッパだと12.6%だったりするので。そういう割合もありますので、そうなる前にいろんな対策をやっていただきたいなと思っているんですけれども。

そして、私の軽い提案なんですけれども、やはりどういう国の人か分からないっていうのはあるので、例えば国のバッジをつけてもらうだとか、例えば「I can speak Japanese little.」で、ちょっと日本語しゃべれるよみたいのがあってもいいと思います。そうしたら少しだけきっかけになるんですね。もしくは日本人の方、日本人のAIRAの関係者が、私ちょっと英語しゃべれますよみたいなバッジとかつけていると、外国の方も話しやすいのかなっていうのはあるんですよ。

ただ、なかなかそういうことをやっている地域もないんですけれども。何かしらきっかけがないと、お互い知る機会がないのかなと思うんですけれども、そういう点についていかがでしょうか。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） 今、甲斐委員のほうから御提案いただいたものも含めまして、今後そういった日本人と外国の方がそれぞれお互いを理解し合いながら暮らしていく時代に来ておりますので、AIRAさんですとか、あとは我々のほうで市内にある日本語学校さんとも徐々に交流を深めつつありますので、その中でどんな取組ができるのかというのを協議させていただきながら、御提案のものも含めまして検討してまいりたいと思っております。

○委員（甲斐俊光君） ありがとうございます。

市内日本語学校増えてきていますので、そういう日本語学校単位で、例えば地域のイベントに出ただけだとか、最近見かけるのは天王台のAOIさんのほうでゴミ拾いをやっていたね、地域ですね。ああいうことやっていると、ちょっと人柄も分かるというか、ちょっと親切にやっていたらいいんだなというのが分かったので、私も少し安心して。でも、そういうときですら私も話しかけられないんですけれども。なかなかそういうのにお話かけられるような、ちょっとし

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

た我孫子になっていけばいいなと思っておりますので、よろしく願いいたします。

こちら要望ですね。お願いします。

○委員（早川真君） 私は選挙管理委員会事務局にお尋ねいたします。

基本、今日、所管事項は私、予算委員会の委員でもあるんで、そちらのほうで所管のほうは質問したいと思っていたので、今日は控えようと思っていたんですけど、どうしてもできれば本日中にあるいは対応していただきたい件があるので、ちょっとお話しさせてください。

今朝、令和8年3月9日月曜日の8時15分ぐらいかな、湖北台の団地中央バス停のところなんです。

○副委員長（海津いな君） すみません、お願いします。大きい声で。

○委員（早川真君） 委員長から大きい声でと言われたので、もう少し大きい声でしますね。

湖北台の団地中央バス停のところにあります街路樹に、ある市議会議員の方がベニア板にA3ぐらいの紙に、市議会で質問をしましたと題して、発言通告を掲示していたんですね。街路樹に針金で巻いていて。実はこの方、常習的に何年も何年もやっているの、かわいそうに街路樹には長年の行為により、もう食い込んで線状にへこんじゃっているんですよ。

これ何年も続いていて、恐らく選管も警察もいろいろお話をしていると思うんですけど、全く改まらないんですけど、これについてまず選挙管理委員会で把握されているかどうか、お聞かせください。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 選挙管理委員会といたしましても、そのようなことがあるということは把握をしております。

本日御連絡いただいたときに、すぐに警察のほうにも情報提供させていただくと同時に、あと現場の確認をさせていただきました。情報を当然持つておるものですので、ほかのところも以前掲示していた場所も含めて確認したところ、3か所掲示してあったということでございます。

○委員（早川真君） 確認なんですけど、こういうのって私たちはやっちゃいけない行為だと分かっていますけど、やっぱり市民の方は知らないの、よくやっているねという評価をなされているようなんですよ。そうしたら私たちもね、皆さん毎回議会で一生懸命取り組んでいますんで、私たちこうしてまち中にこういう掲示していいもんでしょうか。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 選挙のないときにできる政治活動用の文書図画の掲示については公職選挙法で定められておりまして、違反しているものに対してはその都度、情報の提供をさせていただくとともに、警察のほうから通知をさせていただいているところです。

昨年の10月、市議の皆様は議会事務局を通して文書図画、掲示できるものできないものということで御連絡をさせていただいております。

○委員（早川真君） この市議会議員の方は長年にわたって、今おっしゃったような選管とか警察

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

からの再三の注意があっても掲示はして注意され、しばらく放置してから撤去して、またしばらくするとまた掲示をするという、このずっと繰り返しを、私は地元住民として見ているし、それから私のところの市民からいろいろ苦情がある。もっと言うと、早川さん、何でやんないんだと。お前、一生懸命質問しているのに、何でやんないんだという、やっぱり市民の方知らないんでね、そういうお話も届くんですよ。だから、こうしている間にも市民の方はそれを見て、よくやっているなっていう形なんで、直ちに撤去しなければやった者勝ちになってしまうわけです。

これまでの経緯と当事者への注意などの実績があると思うんですね。実績ってあんまり言いたくないんだけど。ほかに思い当たらないんで。それから文書、出ていけば。あればそれを資料として提出していただきたいと思うんです。予算委員会でこれまでの実態も含めてちょっと確認したいと思いますんで、お願いします。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 予算委員会までに御用意させていただきます。

○委員（早川真君） お願いします。

先ほど御答弁もありましたけど、前日も警察に撤去を命じられたと私も聞いています。にもかかわらず何度も改善されないの、私もね、正直同じ議会人として、議会で同じ議員の仲間を議事録に残すという行為はしたくなかったんで、今までずっと議会では取り上げなかったです。選管等にもお願いしたりして対応していただいたんですけど、もうどうにも改善しないので、もうちょっと堪忍袋の緒が切れまして今回は取り上げさせていただきましたが、武士の情けで名前は公開しませんけれども、こうしている間にもね、先ほど言ったとおり事情の分からない市民の目に触れて、よくやっているなって間違った評価が高まっているんですよ。ですので、警察と連携して、すぐに撤去していただきたいと思います。できれば本日中に。

なぜかという、これまでも対応はしてくださったんだけど、この方、注意を受けてもしばらく放置してから撤去するんですよ。そうすると、約1週間、大体何日かかかる。その間ずっと注意を受けても目に触れているから、市民の方はたくさん目にしてどんどん評価が高まっているんで、それはちょっと幾ら何でもおかしいので、こういう行為が発覚したときは、その日即日撤去。本人が撤去しなきゃいけないということがあるので、なかなか難しいというんですけど、結局、本人が撤去しなければずっとそれが放置されちゃうので。私、許されることだったら、こういうのは違反ですよってシールを貼ってきたいんですけど、でもそれも何かやっちゃいけない行為だと言われたので、今は控えていますけれども、すぐに撤去していただくようお願いします。

○選挙管理委員会事務局次長補佐（鳴島道君） 本日御連絡いただいたものに関しましては、先ほど申し上げたとおり、現場の確認をさせていただいて、警察のほうにも情報提供させていただいております。警察のほうに確認したところ、今御本人に御連絡するための手続を進めているというところでございました。

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

○副委員長（海津にいな君） 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午後0時00分開議

○副委員長（海津にいな君） 再開をいたします。

ほかにございませんでしょうか。

○委員（茅野理君） 企画政策課にお伺いします。事業者等との包括連携協定についてちょっと確認したいと思います。

現在、我孫子市では9社、包括連携協定を行っておりますけど、この評価、どういうふうに捉えているのか。多ければ多いほどいいのかなというところもありますし、いろんな政策的な事業を民間業者との連携の中でカバーしてもらうことって大事だと思いますので、その9社というところの評価について。あと今後の目標とかも聞ければなと思いますけど、いかがでしょう。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） 現在、茅野委員おっしゃっていただいたとおり、9事業者と締結をさせていただいております。

その中で、基本的にはいろいろな面で双方にメリットがあるというような形のものにはなるんですけども、その中で市としても大変ありがたいような取組をさせていただいて、市民の方にもすぐ還元できているような内容もございます。

今後もしろいろな事業者からの御提案等もいただいておりますけれども、そちらにつきましては内容をそれぞれ確認をさせていただいて、包括連携協定ですので他分野で連携ができるようなものがあれば、今後も締結をしていくという形を取らせていただいておりますので、順次お声がけいただいたところにつきまして協議をさせていただきながら、今後も増えていくような形の想定はしております。

○委員（茅野理君） 今回の御答弁聞いていると、少し待ちの部分があるのかなと思うんですよ。

企業からのお声がけというのももちろん大事なんですけど、やはり市としてどの分野が必要なのかということで、包括ですからなかなか難しいところもあると思うんですね。災害協定なんかをやっている事業者ももちろんありますし、いろんな分野であるのは分かるんですけども、やはりもう少し市としてどの分野が必要なのかということをもっと示しておいて、そこにやはり企業が目をつけて手を挙げてもらうというようなところも必要なのかな。その辺がちょっと弱いのかなというふうに思っているんですよ。

自治体規模によるところもあると思うんですけど、横浜市だ、さいたま市だなんて、もう30社以上、40社とかありますけど、ある程度この市の規模で9事業者というところの評価、少し少ないかなというふうに感じています。ぜひ担当から、こういう声かけてくような姿勢も欲しいかな

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

というふうに思うんですよ。

令和4年度にガイドラインを示しましたが、それはそれでルールは分かるんですけど、もっと戦略的に、市のほうでどの分野が必要なのかとか示すべきかなと思うんですけど、いかがでしょうかね。

○企画政策課長補佐（栗原卓哉君） 茅野委員おっしゃるように、今のところだと割と事業者様のほうから御提案いただいたものについて協議させていただくというような待ち姿勢があったというのはそのとおりだと思います。

御提案いただいたように、まず、こちらのほうで、市としてどのような内容を企業様と連携させていただくと、市にとって、それから市民にとって有益となるかというのをしっかり把握することも必要だなと思っておりますので、これは企画政策課だけですとなかなか知恵が出てこないものですから、全庁に照会等かけるなりして、今何が求められているかというのをしっかりと把握した上で、こちらのほうから企業様に、このようなものが市としては求められていますというような情報が出せるようなところまでいけると、よりお声がけいただけるのかなと感じておりますので、少しそのところは検討させていただければと思います。

○委員（茅野理君） ぜひよろしくをお願いします。数値目標も出すべきかなと思うんですよ。今9社で、令和6年度に2つかな、結んで以降。年度で1つとかというような目標もぜひ立てていただいて、いろいろふるさと納税とか受けたりして大変だとも思うんですけど、あの姿勢を見ると、今までの財政を批判しているわけじゃないんですけど、財政課よりもよっぽど皆さんのほうがしっかり現場を歩いて増やしていくかなという期待感も持っていますので、ぜひこの包括連携協定においても、やはり市民の皆さんに還元されるようなことをしっかりやっていただきたいなと思います。よろしくをお願いします。

○副委員長（海津いな君） ほかにありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津いな君） ないものと認めます。

暫時休憩いたします。

午後0時06分休憩

午後1時07分開議

○副委員長（海津いな君） 再開いたします。

最後に、市民生活部に対する質問をお願いします。

○委員（茅野理君） 災害対策基金についてお伺いします。

ごめんなさい、細かい数字あれですけど、平成の時代に基金が成立しましたが、当初は約

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

2億円が積み立てる目標だなんていう記憶にあったんですけど、このところを見ると3,000万円程度しか入れていない状況ですね。来年度予算の話しちゃうとあれですけども、1,000円ぐらいにしか積立予定がないという状況なんですけど、この辺、今担当としてどのように考えているのか、お示しいただければと思います。

○市民安全課長（寺田秀樹君） 今委員のほうからも言われましたけれども、現在の残高が約3,100万円ぐらい。予算計上しているのも、毎年1,000円という形で計上をさせていただいております。

実際、こちら市民の方からとか外部の方からの気持ちあつての寄附金とか、そういったもので基金のほうに充てるような形にはなっているんですけども。実際、災害が起きたときに使用しなければいけないというところが基金の主要目的なんですけど、これも東日本大震災が起きたときに、やはり寄附金がかなり集まったということで基金を創設したという経緯があります。

その後、大規模災害という形が東日本みたいな形ではありませんので、実際は市民安全課の業務としましては、大体3年に1回ぐらい地域防災計画の見直しをさせていただいておりますので、こちらの金額が大体550万円ぐらいかかるものなんですけど、基金のほうからも財源として、そちらの計画書を作成するのに充てさせていただいているというところが現状でございます。

実際、その基金を増やすための手法というのをどういうものやっているかってのは、これ財政とも一応連携取って、今後考えていかなければいけないことだと思うんですけども、実際広報とかで寄附を募ったりとか、そういったようなのは現状、行っていない状況でございます。

○委員（茅野理君） 今の御答弁ですと、あくまでも寄附金に頼っているところが強いかなというふうに思っているんですね。

そうではなくて、我孫子市災害対策基金条例の中にも第2条で積み立てという条文もありますし、やはり災害に備えて用意しておくものだというふうに私は思っています。目的もそういうことで、これも条文には入っているわけですけども。財調であったり、当然、大規模災害があれば国からの交付金などで充ててという対応もできると思うんですけども、やはり東日本大震災のときも計25億円になりましたけど、当初やっぱり10億円、それは財調があったから対応できた部分というのがあるわけですね。やはりそういうのに備えるためにもこの基金があるのかなというふうに私理解しているのです。

そうなると、ここ数年3,000万円になっているのが本当に正しいことなのかなというふうに思っていて。確かに寄附金などの窓口というところの意味合いもあるんですけど、その辺、やはり市のこの状況を考えると、もう少し積んでおくべきだろうなというふうに思うんですけど、いかがでしょう。

○市民安全課長（寺田秀樹君） そちらのほうも、委員がおっしゃられるとおり、今後どういった

【会議録（暫定版）】 校正中の原稿のため、正式な会議録ではありません。

災害が起きるか想像できるものではないんですが、財政部門とその辺も今後協議をしていきまして、積み立てをもっと増やすのかどうかというの踏まえて、今後検討していきたいと思います。

○委員（茅野理君） ぜひお願いします。

来年度予算のところは1,000円というふうにはしかなっていないので、この辺は、例えば入札差金で入れるなら入れるとか、私はそれよりも当初予算でしっかり毎年幾らかを積んでいくということが大事だと思うので、その辺、何かこのところ考えられていないなというふうに感じたものですから、今回こういうふうに取り上げましたけど、財政状況というのも分かりますけど、やはり災害に備えてせつかくこの基金というのもつくっているわけですし、積み立てをお願いしたいのと、やはり災害があったからこの寄附が来るとかいうのもありますけど、あおるわけじゃないんですが、やはり災害時にどれぐらいのお金が必要だった、これ過去の例を挙げながら、市民の方々に広めていくことも大事だと思いますので、その辺認識いただいているようなので、これからの行動をぜひよろしく願いをいたします。答弁結構です。

○副委員長（海津にいな君） ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津にいな君） ないようです。

所管事項に対する質問を打ち切りますが、よろしいですね。

暫時休憩いたします。

午後 1 時 1 5 分休憩

午後 1 時 1 7 分開議

○副委員長（海津にいな君） 再開いたします。

お諮りいたします。閉会中の調査事項につきましては、総務企画行政についてというテーマになりますが、行政視察を行いたいと思います。これに御異議ございませんでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○副委員長（海津にいな君） 御異議ないものと認めます。よって、そのように決定されました。

視察先などにつきましては、委員長と副委員長に一任願います。

以上で本委員会を散会いたします。

午後 1 時 1 8 分散会